

# ○山口県議会委員会条例

昭和三十一年九月二十九日  
山口県条例第二十一号

山口県議会委員会条例をここに公布する。

山口県議会委員会条例  
(常任委員会の設置)

第一条 議会に常任委員会を置く。

(常任委員会の名称、委員の定数及び所管)

第二条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

総務企画委員会 八人

総務部(教育に関する事項を除く。)及び総合企画部並びに会計管理者(決算に関する事項を除く。)の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項

環境福祉委員会 八人

環境生活部及び健康福祉部の所管に属する事項

産業観光委員会 八人

産業労働部、観光スポーツ文化部及び労働委員会の所管に属する事項

農林水産委員会 八人

農林水産部の所管に属する事項

土木建築委員会 七人

土木建築部及び企業局の所管に属する事項

文教警察委員会 八人

教育委員会及び公安委員会の所管に属する事項並びに総務部所管の教育に関する事項

(昭四八条例三四・全改、昭五〇条例二一・昭五四条例二一・昭五八条例五・昭六二条例一四・平八条例一七・平一一条例一九・平一四条例三四・平一六条例五七・平一八条例三三・平一九条例三二・平二〇条例二五・平二一条例三三・平二四条例二八・平二五条例二四・平二七条例三〇・平二八条例三三・令五条例二一・一部改正)

(常任委員の任期)

第三条 常任委員の任期は、二年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 棚欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議会運営委員会の設置等)

第三条の二 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員の定数は、十三人とする。

3 前条の規定は、議会運営委員の任期について準用する。

(平三条例一九・追加)

(特別委員会の設置)

第四条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

(平二五条例二四・一部改正)

(委員の選任)

第五条 常任委員及び特別委員は、議長が会議に諮つて指名する。ただし、閉会中においては、議長は、会議に諮らないで指名することができる。

2 議員は、それぞれ一の常任委員となるものとする。

3 議会運営委員は、議長が各会派からの推薦に基づいて指名する。

4 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮つて当該常任委員の委員会の所属を変更することができる。

ただし、閉会中においては、議長は、会議に諮らないで変更することができる。

5 第三条(常任委員の任期)第二項の規定は、前項の規定により所属を変更した常任委員の任期について準用する。

(昭三六条例三五・平三条例一九・平一九条例三二・平二五条例二四・一部改正)

(委員の各会派割当)

第六条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、各会派(議会運営委員にあつては、所属議員が四人以上の各会派)の所属議員数の比率により、これを各会派に割り当てるものとする。ただし、議会運営委員及び特別委員については、特別の事情があるときは、この限りでない。

(平三条例一九・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第七条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長一人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。
- 3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(平三条例一九・一部改正)

(委員長及び副委員長がともにないときの互選)

第八条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

- 2 前項の互選に関する職務は、年長の委員が行う。

(昭三六条例三五・一部改正)

(委員長の議事整理、秩序保持権)

第九条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第十条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

- 2 委員長及び副委員長とともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長、副委員長の辞任)

第十一條 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

(議会運営委員及び特別委員の辞任)

第十二条 議会運営委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

- 2 特別委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。

(平三条例一九・平一九条例三二・一部改正)

(招集)

第十三条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があつたときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(出席の特例)

第十三条の二 委員長は、県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症のまん延を防止する必要がある場合、大規模な災害が発生した場合その他非常事態が発生した場合において、委員長が委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、当該委員を当該場所以外の場所から委員会に参加させることができる。この場合において、当該委員は、委員会に出席したものとみなす。

- 2 委員は、前項の方法により委員会に参加しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

- 3 前二項に定めるもののほか、第一項の方法による委員会への参加について必要な事項は、議長が定める。

(令五条例二一・追加)

(定足数)

第十四条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第十六条条(委員長及び委員の除斥)の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

第十五条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(委員長及び委員の除斥)

第十六条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件、又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

(傍聴の取扱)

第十七条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(秘密会)

第十八条 委員会は、その議決で秘密会とすることができます。

(出席説明の要求)

第十九条 委員会は、審査又は調査のため、知事、教育長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(平一二条例三二・平一六条例五七・平二七条例三〇・一部改正)

(議事妨害及び離席の禁止)

第二十条 何人も会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

- 2 委員は、会議中みだりに離席してはならない。

(秩序保持に関する措置)

第二十一条 委員会において地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消せることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終るまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

(公聴会開催の手続)

第二十二条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第二十三条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第二十四条 公聴会において意見を聞こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないよう公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第二十五条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聞こうとする案件の範囲をこえてはならない。

3 公述人の発言がその範囲をこえ、又は公述人に不穏な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第二十六条 委員は、公述人に対し質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対し質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第二十七条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第二十七条の二 委員会が、参考人の出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 第二十五条(公述人の発言)、第二十六条(委員と公述人の質疑)及び第二十七条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定は、参考人について準用する。

(平三条例一九・追加)

(記録)

第二十八条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

(会議規則との関係)

第二十九条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

付 則

1 この条例は、昭和三十一年九月二十九日から施行する。

2 山口県議会常任委員会及び特別委員会条例(昭和二十九年七月条例第四十四号)は、これを廃止する。

3 この条例施行とともに、前項の条例に基いて選任された各委員会の委員は、解任されたものとする。

付 則(昭和三十一年条例第五四号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十一年十一月一日から適用する。

付 則(昭和三三年条例第一号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の際現に在任する常任委員は、この条例施行の日に解任されたものとする。

付 則(昭和三四年条例第一九号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和三六年条例第三五号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和三六年条例第三七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四〇年条例第三五号)

この条例は、昭和四十年四月一日から施行する。

附 則(昭和四二年条例第一六号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四八年条例第二八号)

この条例は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附 則(昭和四八年条例第三四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五〇年条例第二一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五四年条例第二一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五八年条例第五号)

この条例は、昭和五十八年四月三十日から施行する。

附 則(昭和六二年条例第一四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成三年条例第一九号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後最初に選任される議会運営委員の任期は、改正後の山口県議会委員会条例第三条の二第三項において準用する同条例第三条第一項本文の規定にかかわらず、平成五年五月八日までとする。  
(山口県実費弁償条例の一部改正)

3 山口県実費弁償条例(昭和三十一年山口県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

附 則(平成八年条例第一七号)

この条例は、平成八年四月一日から施行する。

附 則(平成一一年条例第一九号)

この条例は、平成十一年四月三十日から施行する。

附 則(平成一二年条例第三二号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一四年条例第三四号)

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則(平成一六年条例第五七号)

この条例は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則(平成一八年条例第三三号)

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年条例第三二号)

この条例は、平成十九年四月三十日から施行する。ただし、第二条総務企画委員会に関する部分の改正規定は、同月一日から施行する。

附 則(平成二〇年条例第二五号)

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則(平成二一年条例第三三号)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年五月十日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の山口県議会委員会条例第二条に規定する総務企画委員会、厚生委員会及び商工労働委員会は、改正後の山口県議会委員会条例第二条の規定にかかわらず、それぞれ同条に規定する総務政策委員会、環境福祉委員会又は地域商工委員会の委員が選任されるまでの間、なお存続するものとする。

附 則(平成二四年条例第二八号)

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二五年条例第二四号)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第四条に一項を加える改正規定及び第五条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に一項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の山口県議会委員会条例第二条に規定する総務政策委員会又は地域商工委員会(以下「旧委員会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、改正後の山口県議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)第五条第一項ただし書の規定により、改正後の条例第二条に規定する総務企画委員会又は商工労働委員会(以下「新委員会」という。)の委員として指名されたものとみなす。
- 3 前項の規定により新委員会の委員として指名されたものとみなされる者の任期は、改正後の条例第三条第一項本文の規定にかかわらず、平成二十五年五月十一日までとする。
- 4 この条例の施行の際現に旧委員会の委員長及び副委員長である者は、施行日に、改正後の条例第七条第二項の規定により、新委員会の委員長及び副委員長として互選されたものとみなす。

附 則(平成二七年条例第三〇号)

この条例は、平成二十七年四月三十日から施行する。ただし、第十九条の改正規定は、同月一日から施行する。

附 則(平成二八年条例第三三号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の山口県議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)第二条に規定する商工労働委員会(以下「旧委員会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、改正後の山口県議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)第五条第一項ただし書の規定により、改正後の条例第二条に規定する商工観光委員会(以下「新委員会」という。)の委員として指名されたものとみなす。
- 3 前項の規定により新委員会の委員として指名されたものとみなされる者の任期は、改正後の条例第三条第一項本文の規定にかかわらず、平成二十九年五月十二日までとする。
- 4 この条例の施行の際現に旧委員会の委員長及び副委員長である者は、施行日に、改正後の条例第七条第二項の規定により、新委員会の委員長及び副委員長として互選されたものとみなす。
- 5 この条例の施行の際現に改正前の条例第二条に規定する常任委員会に付託されている事件は、改正後の条例第二条の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に付託されたものとみなす。

附 則(令和五年条例第二一号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第十三条の次に一条を加える改正規定は、同年六月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の山口県議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)第二条に規定する商工観光委員会(以下「旧委員会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、改正後の山口県議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)第五条第一項ただし書の規定により、改正後の条例第二条に規定する産業観光委員会(以下「新委員会」という。)の委員として指名されたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧委員会の委員長及び副委員長である者は、施行日に、改正後の条例第七条第二項の規定により、新委員会の委員長及び副委員長として互選されたものとみなす。
- 4 この条例の施行の際現に改正前の条例第二条に規定する常任委員会に付託されている事件は、改正後の条例第二条の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に付託されたものとみなす。